



① 海外からの投資状況(認可ベース):シンガポールからの投資が急伸びしています。シンガポールには租税優位性があり、日本法人を含む「シンガポール法人多国籍企業」の投資が多いです。

【国別】	2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額構成比
シンガポール	-	-	14	248	25	2,340	43	4,297	53.6%
英国	1	100	5	233	10	157	13	851	10.6%
香港	-	-	9	81	24	119	28	626	7.8%
中国	2	4,346	14	407	16	57	34	517	6.5%
オランダ	-	-	-	-	-	-	4	302	3.8%
韓国	2	26	28	38	13	641	24	300	3.7%
インド	1	73	2	12	4	26	6	209	2.6%
ベトナム	1	18	3	329	1	142	1	175	2.2%
タイ	-	-	2	1	9	489	11	166	2.1%
カナダ	-	-	-	-	-	-	2	154	1.9%
日本	2	4	11	54	11	61	16	86	1.1%
フランス	-	-	-	-	-	-	1	67	0.8%
マレーシア	3	52	2	4	3	56	-	-	-
ブルネイ	-	-	1	1	2	2	-	-	-
その他	1	25	3	11	5	17	28	261	3.3%
合計	13	4,644	94	1,419	123	4,107	211	8,011	100%

【業種別】	2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額構成比
石油・ガス	5	248	6	309	-	-	26	3,220	40.2%
輸送・通信業	-	1	-	-	4	1,190	8	1,679	21.0%
製造業	5	32	78	401	95	1,837	141	1,502	18.8%
不動産開発	-	-	-	-	4	441	6	781	9.8%
ホテル・観光業	-	-	1	300	5	434	5	358	4.5%
電力	1	4,344	1	364	1	47	1	40	0.5%
農業	-	-	2	10	4	20	4	40	0.5%
水産業	-	-	1	6	-	-	5	27	0.3%
鉱業	2	20	1	15	2	33	1	6	0.1%
その他	-	-	4	15	6	16	14	357	4.5%
合計	13	4,644	94	1,419	123	4,107	211	8,011	100%

出所【JETRO ミャンマー統計】
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2015/pdf/mm.pdf

② 現地における投資環境

2011年の民政移管後各種法規制が大幅に緩和され、投資環境整備が進んできた

1)ミャンマーで会社を設立する場合

- * **会社法**に基づく会社か、**外国投資法**に基づく会社かを問わず、投資企業管理局(DICA)に対して所定の申請書と関連書類(会社定款、合弁契約書など)を提出する。
- * **外国投資法**に基づき会社を設立する場合、DICAへの手続きに加えミャンマー投資委員会(MIC)に所定申請書と関連書類(合弁契約書ドラフト、賃貸借契約書ドラフトなど)を提出する。詳細は【https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/invest_09.html】

現地で中心的に窓口的役割となる政府機関

- ① **DICA**: 投資・企業管理局
(the Directorate of Investment and Companies Administration)
国家計画・経済開発省傘下で企業投資関連を担当する。
- ② **MIC**: ミャンマー投資委員会
(Myanmar Investment Commission)
外国投資認可プロセスで重要な役割を果たす機関。

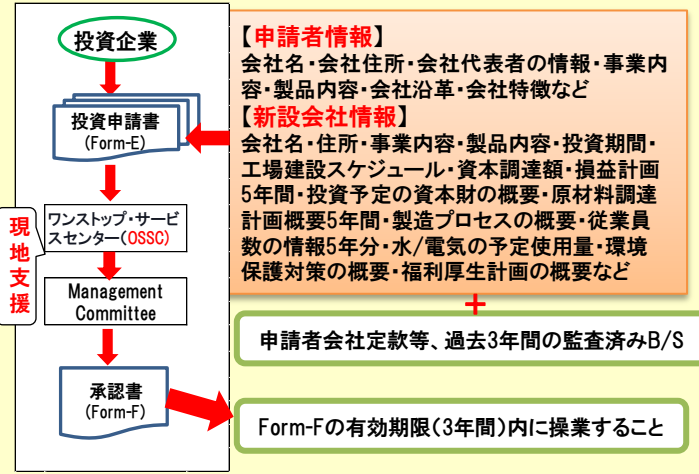
海外からの投資にかかわる法律 MICは、新政権発足後6月8日に、委員11人が大統領から任命されたと発表！

- ① **会社法**: 外国会社の定義改正、営業許可制度の撤廃、配当ルールの明確化、減資時の利害関係者の保護、取締役の義務の明示、子会社保有の許容など。ただし、会社清算、公開会社の資金調達、公開買付などは対象外。
- ② **投資法**: 改正外国投資法と改正内国投資法が2015年12月22日に公布。2016年半ばをめどに新投資法を制定され、比較的小規模な投資案件については地方政府へ権限委譲されるものとみられる。(通商弘報 4681457bbf25dfe4)
- ③ **経済特区法(SEZ法)**~まず製品をSEZ内で輸入・販売して市場を確保。その後国内で本格的な設備投資へ~
i) SEZ監理委員会がSEZ内で輸入・販売業務を含む「Trading事業を許可する基準」を明示!
・SEZ内に輸入後に当該製品の再包装・ラベリング・その他加工を行うか、品質試験・メンテナンス・技術サービスを行うこと
・SEZ内に倉庫を設けること
ii) SEZ内であれば、不動産開発事業(ショッピングセンター)が外資100%による実施を許容!

2)進出の形態

- ①ミャンマー会社法に基づき設立された会社
- ②ミャンマー会社法に基づき設立された上で、外国投資法に基づく投資許可を取得した会社
- ③ミャンマー会社法に基づき設立された上で、経済特区法に基づく投資許可を取得した会社

【ワンストップ・サービスセンター(OSSC)】
各省庁の機能・権限をティラワ SEZの一箇所に集約させて、外国企業の投資に必要な手続きをワンストップで対応します。JICA・JETROの専属アドバイザーが、30日以内で投資申請から承認書取得できるように、**現地支援** に応じています。



- ① **経済特区への進出を希望**
→ 関連法: SEZ法と会社法
→ ワンストップサービスセンターで手続き可能
- ② **特区への進出は不要、土地の長期リースや税制面の恩典が必要**
→ 関連法: 外国投資法と会社法
→ **DICA**で登記
- ③ **特区への進出は不要、土地の長期リース税制面の恩典も不要**
→ 関連法: 会社法
→ **DICA**で登記

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

経済特区内の奨励事業と認可要件

奨励事業	Free Zone(非関税区域)	Promotion Zone(奨励区域)
	①輸出型製造業 ②間接輸出型製造業(ティア1・2&3) ③フリートレード、輸出関連サービス ④その他SEZ管理委員会が認めたサービス産業	①外国企業が保有する部品の保管・出荷、保冷倉庫、CKD/SKDの組み立て、再販、リソボイス ②受託加工業 ③SEZ管理委員会が認めた事業
輸出比率要件	①製品の75%以上を輸出(直接輸出) ②製品の80%以上をフリーゾーン内の輸出企業に販売	特になし
最低資金要件	①輸出型製造業: 75万US\$ ②間接輸出型製造業: 30万US\$ ③輸出関連サービス業: 50万US\$	①製造業: 30万US\$ ②サービス業: 30万US\$ ③不動産開発事業: 500万US\$ ④教育訓練事業: 200万US\$

(出所: ジェトロ・ティラワSEZ通信7号
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/sez/pdf/thilawa_sez_7.pdf)

合弁契約交渉に当たってのポイント

項目	内容
a 出資	出資額、割合、方法(現金、現物)
b 役割分担・責任範囲	設立手続き、事業運営
c 取締役会	取締役会議の頻度、運営方法
d 株式	譲渡制限、新株引受
e 契約条件	契約継続期間、契約破棄条件、準拠法
f 紛争解決	仲裁条項、仲裁場所、仲裁機関

- 【製造技術許諾及び技術援助契約】: 製造技術許諾の範囲など
- 【機器供給契約】: 供給範囲、価格、納期など
- 【工場設計契約】: 設計範囲及び規格など
- 【人員派遣契約】: 派遣者の取扱、供給など
- 【原料供給契約】: 供給範囲及び価格など

3)資金

【資本金の送金】

会社(支店)設立手続きにおいて、DICAより会社(支店)設立条件に記載されたコンディションレターを受領したら、1ヶ月以内に資本金の初回払込み(50%以上)を行う。2012年11月以降、外国為替ディーラーライセンスを持つ民間銀行への払込みも可能。

【資金調達】

現地通貨建の借入れは制度上可能ですが、相当の不動産担保が要求されるため、土地を所有できない外資企業は実務上難しいです。

【親会社等からの借入れ】

従来からMICの承認があれば可能でしたが、元本や利息の送金にかかる実務上の困難性から実例はあまり多くなかった。ただし、外貨送金規制の傾向によりこれら実務上の困難性は徐々に解消されていくと思われます。

4)労働

雇用義務

ミャンマー会社法に基づき設立の場合は、ミャンマー国民の雇用義務はない

最低賃金

2013年7月の最低賃金法に基づき、2015年9月1日より、日給 3,600 チャットにて適用中。

社会保障費

基金の種類	負担率(月給に基づく)	
	使用者	労働者
健康及び社会医療基金		
・加入時の労働者の年齢60歳以内	2%	2%
・加入時の労働者の年齢61歳超	2.5%	2.5%
障害給付、老齢年金、遺族給付基金	3%	3%
失業給付基金	1%	1%
社会保障住宅基金	-	25%以上
労災保険基金	1%	1%

③ 投資優遇措置

SEZの特長: ①規制業種が9禁止事業以外定められていない、②外資比率規制がない、③投資申請書の提出から30日以内に認可可否が下される(外国投資法の場合は平均 4~5ヶ月)、④法人税や輸入関税等の減免が手厚い。

	インセンティブ	外国投資法	経済特区法		
			Free Zone	Promotion Zone	SEZ開発業者
法人税	事業所得への免税	5年間	7年間	5年間	8年間
	50%軽減税率適用	-	-	翌5年間	-
輸入関税等の免税	再投資利益の50%軽減税率適用	6年目以降	-	翌5年間	-
	建設資材・製造設備の輸入	免税	免税	5年間+翌5年間の50%免税	免税
欠損金の繰越期間	原材料の輸入免税	3年	免税	-	-
	完成品輸出に用いる原材料の商業税(付加価値税)	3年間	-	5年間	-
輸出に関連する課税	所得の50%免税	-	-	すべて免税	-
	土地のリース	期間	50年+10年+10年=最大70年	50年+25年=最大75年	-
	契約相手方	政府並びに民間企業	-	経済特区マネジメントコミティ	-

ミャンマー国民の雇用義務

ミャンマー会社法+外国投資法 or SEZ法	
期間	雇用義務
事業開始より2年	全体の25%以上
事業開始より4年	全体の50%以上
事業開始より6年	全体の75%以上

熟練技術を必要としない職種は、ミャンマー国民以外を雇用することはできない。ミャンマー国民の労働者に対して必要な研修を提供しなければならない(経済特区法)

外国人労働者
会社は、所定の様式を用いて労働・雇用・社会保障者に対して労働許可書を申請しなければならない(外国投資法)。経済特区において働く外国人の就労許可はワンストップサービスセンターにおいて発給される(経済特区法)

(出所: 前掲ジェトロ・ティラワSEZ通信7号) (出所: 前掲ジェトロ「ミャンマー労務ガイドブック」)
(注): 当商談会マニュアルは2016年6月末現在のもので、情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万が一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。